

令和5年9月教育委員会定例会会議事録

- 1 招集年月日 令和5年9月28日（木）午前10時00分 開会
- 2 招集場所 喜多方市押切川公園体育館2階 会議室
- 3 出席者
教育長 佐川正人
二番委員 高橋明子
三番委員 長田聡子
四番委員 山口謙太郎
- 4 出席職員
教育部長 遠藤紀雄
教育総務課長 佐野仁美
学校教育課長 佐藤潤
生涯学習課長 佐藤洋
文化課長 伊藤博之
学校教育課主幹 外島誠司
文化課主幹 片岡洋
教育総務課長補佐 塚原和憲
学校教育課長補佐 高橋亮慈
生涯学習課長補佐 齋藤謙市朗
文化課長補佐 高畑知史
中央公民館長補佐 中村美恵子
- 5 閉会 午前11時07分

1 開会

教育長 これより令和5年9月の教育委員会定例会を始めます。

2 会期の決定

教育長 続きまして、会期の決定であります、会期につきましては本日
1日としたいと思います、ご異議ございませんでしょうか。

各委員 異議なし

教育長 異議なしということでございますので、会期につきましては本日１日といたします。

3 書記の指名

教育長 続いて、書記の指名に移ります。

書記につきましては、事務局から教育総務課課長補佐を指名したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

各委員 異議なし

教育長 異議なしということでございますので、書記につきましては教育総務課長補佐をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

4 会議録の承認

教育長 次に、会議録の承認に入ります。

8月定例会の会議録につきまして、ご質問等ありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

長田委員 前回出席できず申し訳ありませんでした。

質問なのですが、奨学金の申込用紙の改正についてお尋ねいたします。進学を希望する学校が3校から1校のみになっていますけれども、これは実際に入学した学校が、紙面に記載のない学校でも差し支えなく奨学金が許可されたならば貸与されるのか、その確認をさせていただきたいと思います。

教育総務課長 ただいまのご質問ですけれども、１から３までこれまで書いて
いただいておりますが、１校ということで、この学校でなくても
進学ということで奨学金を受けられるということで、該当すれば
奨学金は貸与しているところでございますので、そこは学校が違
っていても問題ないということでございます。

教育長 よろしいでしょうか。

長田委員 はい、ありがとうございます。

教育長	今のご質問は、何ページになりますでしょうか。
教育総務課長	議事録の20ページです。8月の資料の13ページになりますけれども、様式についてです。
教育長	他にございますでしょうか。
山口委員	15ページの私の発言のところなのですけれども、下から2行目のところで、「そういうような独自の取組「を」というのを入れていただければと思います。「取組しているのですけれども」になっているのですけれども、「取組を」と入れていただいて、もう1点が、下から6行目で「さらに喜多方市低い値になっていまして」というところで、「さらに喜多方市「は」と入れていただければと思います。以上です。
教育長	ありがとうございます。他にございませんでしょうか。
各委員	なし
教育長	それではご質問がないようですので、承認ということでよろしいでしょうか。
各委員	異議なし
教育長	異議なしということですので、会議録は承認されました。

5 報告事項

(1) 行事等の報告

教育長	では、報告事項に入りますが、説明の前に加筆修正等ございましたらお願いいたします。
教育総務課長	加筆修正ございませんので、よろしくお願いいたします。
教育長	では、(1)行事等の報告について説明をお願いいたします。
教育総務課長	1ページお開きいただきたいと思います。 行事等の報告であります。前回8月の定例会開催日の8月17日から昨日までの行事等につきましては、記載のとおり9件でございました。 日時、行事名、開催場所、出席者は記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。以上になります。
教育長	説明が終わりました。ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。
各委員	なし
教育長	ご質問がないようですので、この件についてはこの程度といたします。

(2) 教育長の報告

報告第21号 共催及び後援の承認について

教育長

次に、(2)教育長の報告について。

まず、報告第21号共催及び後援の承認について、ご説明をお願いいたします。

教育総務課長

2ページをお開きいただきたいと思います。

共催及び後援の承認についてであります。8月定例会以降、共催を3件、後援を18件承認いたしましたので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定により報告するものでございます。

なお、使用名義はいずれも喜多方市教育委員会であります。

内容等につきましては、所管課から説明をいたします。

学校教育課長

それでは、3ページをお開きください。

学校教育課、共催2件についてご報告申し上げます。

ナンバー1、令和5年8月26日、押切川公園野球場等にて実施された第9回喜多方ラーメン杯 指導者交流 蔵の街 喜多方 高原・湖 四季の彩り 北塩原中学野球交歓大会及びナンバー2、令和5年9月12日、喜多方プラザにて実施された令和5年度第63回全会津小中学校音楽祭の共催申請があり、これを承認したことをご報告申し上げ、学校教務課は以上であります。

生涯学習課長

次に、生涯学習課所管分、共催2件についてご説明申し上げます。

ナンバー3でございます。事業名は令和5年度福島県スポーツ推進委員研究大会、開催日につきましては10月20日、21日の2日間で、会場は喜多方プラザ及び押切川公園体育館で行われます。

この事業につきましては、県内のスポーツ推進委員が一堂に会しまして、地域のスポーツの普及・振興に関し、質疑を通して資質の向上を図るため、実施するものでございます。

以下、記載の内容のとおりでございます。以上です。

学校教育課長

後援につきまして報告します。

ナンバー1、令和5年9月2日から令和6年3月31日、国立花山青少年自然の家にて実施される、国際交流&イングリッシュキャンプの後援申請があり、これを承認したことをご報告します。

学校教育課からは以上でございます。

生涯学習課長

次に、生涯学習課所管分の後援7件について、ご説明申し上げます。

まず、ナンバー2でございます。事業名は令和5年度福島県高等学校新人体育大会会津地区大会、開催日につきましては8月19日から12月11日の日程で行われます。会場につきましては、市内の各施設及び会津若松の各施設で行われます。

以下、記載のとおりでございます。

4ページをお願いいたします。

ナンバー 3 の後援でございます。事業名は第 5 回会津地区パークゴルフ交流大会で、開催日につきましては 9 月 9 日、会場は高郷温泉保養施設パークゴルフ場でございます。

以下、記載の内容のとおりでございます

続いて、ナンバー 4 の後援でございます。事業名は第 44 回 F T V 旗争奪福島県リトルリーグ野球秋季大会（マイナーの部）、開催日につきましては 9 月 16 日、17 日の 2 日間で、会場につきましては押切川公園野球場及び熱塩加納運動場野球場で行われます。

以下、記載の内容のとおりでございます。

次に、ナンバー 5 の後援でございます。事業名につきましては「Let's enjoy English!2023 海外の方と楽しく話そう!」、開催日につきましては 9 月 30 日で、会場は中山森林公園もりっこの里キャンプ場で行われます。

この事業につきましては、市内の中学生を対象に外国人との共同作業を通じて英語でコミュニケーションを図りながら英語や外国文化を学ぶものであります。

以下、記載の内容のとおりでございます。

次、ナンバー 6 の後援でございます。事業名は会津女子サッカーフェスティバル、開催日につきましては 10 月 28 日で、会場は会津総合運動公園サッカー・ラグビー場で行われます。

以下、記載の内容でございます。

次、ナンバー 7 の後援でございます。事業名は県立喜多方桐桜高等学校吹奏楽部第 14 回定期演奏会、開催日につきましては 11 月 4 日で、会場は桐桜高校南体育館で行われます。

以下、記載のとおりでございます。

次に、ナンバー 8 の後援でございます。事業名は子どもの潜在能力を引き出す脳科学講座、開催日につきましては令和 6 年 1 月 24 日、25 日、28 日の 3 日間で、会場についてはオンラインの講座となります。

この事業でございますが、最新の心理科学、脳科学に基づいた、子育てに対する向き合い方などについて、オンラインで講座を行う内容となっております。

以下、記載の内容のとおりでございます。

生涯学習課所管分は以上でございます。

では、続きまして 5 ページをお願いいたします。

文化課よりご説明申し上げます。

ナンバー 9、事業名は第 51 回福島県写真展。開催日、会場等は記載のとおりでございます。

次に、ナンバー 10、事業名がアートで広げる子どもの未来プロジェクト 福島芸術計画「会津支援学校 作業班の製作支援事業」

文化課長

で、開催日、会場等は記載のとおりでございます。

なお、この事業につきましては、県主催で行われるもので、福島
の未来を担う子供たちに多彩なアートプログラムを体験できる取
組を実施するというもので、タイトルにもありますけれども、未来
プロジェクトの一環としまして、県立博物館が企画運営いたしま
す福島芸術計画のプログラムを県立会津支援学校の生徒を対象に
実施するというものでございます。

実際の活動では、会津型の学びを基にしまして、生徒たちが創造
性を表現して、新たなものづくりの可能性を生み出すワークショ
ップを実施するというものでございます。

次に、ナンバー12、その下の13、次の14、次ページの6ページに
なりますがナンバー15、18の以上5件につきましては、各文化祭事
業に係る後援でございまして、事業名はそれぞれ記載の文化祭と
なっております。

なお、開催日、会場等につきましては、それぞれ記載のとおりで
ございます。

次に、6ページのナンバー16、事業名が第15回デッサンの会展。
開催日、会場等は記載のとおりでございます。

次に、ナンバー17、事業名は第77回日本人類学会大会市民公開シ
ンポジウム「東北地方の古墳～よみがえる豪族達の姿～」。開催
日、会場等は記載のとおりでございます。

この事業につきましては、毎年1回開催されます日本人類学会
大会が、今年は仙台市を会場に開催されるものでございますが、シ
ンポジウムの中では本市の灰塚山の古墳に関する研究成果が発表
されるということから、この申請がなされたということございま
す。説明は以上でございます。

教育長
高橋委員

それでは、ご質問等ありましたらお願いいたします。

後援の中に、行政ではない団体の申請で後援をしているものにつ
いて質問なのですが、例えば4ページの5番の申請者が
喜多方ロータリークラブの代表の方であったりとか、そういった
ものについては、後援した場合に市の広報などで周知をするのか
どうかをまずお伺いしたいです。

生涯学習課長

ナンバー5の後援についてでございましたので、その部分でお
答えしたいと思います。主に市のほうで、教育所管分で主催、共
催の場合は広報等で周知する場合がございますが、後援について
は、特段その申請者から依頼がない限り、特段そういった周知等々
はいたしておりません。他に、例えばこういった企画を行うので各
小中学校に周知してほしいというような依頼があれば、学校教育
課を介して周知する場合もございます。

高橋委員

わかりました。そうした場合、例えば文書を印刷してきてもらっ

て、それを学校のボックスに入れるとか、そういったことも依頼があればオーケーということでしょうか。

生涯学習課長

実際、その文書、チラシ等々については、申請者のほうが準備してくるもので、私どものほうで印刷等々はしてございません。

高橋委員

学校宛てのボックスに入れてもらえるかどうかということは。

生涯学習課長

申請者のほうで印刷して、こちらのほうに持ってきていただいて、それでボックスのほうに入れて周知していく、もちろん学校教育課のほうに依頼して、そして周知するという形になります。

高橋委員

わかりました。

教育長

よろしいでしょうか。

文化課長

先ほどの説明で、1点説明が漏れておりましたので、追加でご説明させていただきます、申し訳ございません。

5ページのナンバー11でございます。事業名が喜多方プラザ企画公演 Uターンコンサート 志田智子ピアノ・トリオリサイタルということで、開催日、会場等は記載のとおりでございます。

なお、この事業につきましては、本市出身の志田さんがピアノまたはフルート、チェロとのトリオのコンサートを行うことで、記載の会場で開催するという内容になります。

以上でございます。大変失礼いたしました。

教育長

わかりました。

長田委員

この共催、後援全般についてということで、記載方法について、ちょっと今までも少し疑問に思っていたことをお尋ねしたいと思います。

教育長さんが説明のときに、先月の定例会以降承認されたものということでお話があるのですが、実際に承認日を見てみると、定例会以前のものが結構多くて、資料を作成するにあたって定例会直前のものはなかなか載せられないと思うのですが、それでも結構前月の月初めのもの、あるいは6月でしたら4月の、前々月の末のものも載っていたようなことがありました。もちろん今月のものも載っているのですが、ここに記載の線引きというのはどうなっているのか、お尋ねしたいと思います。

教育総務課長

共催と後援の報告の仕方についてでございます。毎月定例会を開催しておりますので、当然ながら教育総務課では各課に後援、共催について毎回照会をしまして、各課でその時点までに取りまとめをして、定例会ごとに後援を承認した、共催を承認したということで、今回の定例会に報告したいということで報告を受けての調製した内容になっております。

ただ、中身的に承認の関係ですとかで、少し遅れたりする場合が中にはあったというふうには思いますので、今後はきちんと、定例会は毎月ありますので、そこに合わせてきちんと報告すべきもの

はするという形で、なお周知のほうを図ってまいりたいと考えております。

長田委員

すみません、共催、2番についてのお尋ねです。

全会津小中学校音楽祭とありますが、幾つか質問がありまして、1つは、これは学校授業のものからくる各学校の合唱部や吹奏楽部が出演するということでもいいのかという確認と、保護者さんとか一般の方も入って聴けるものなのかということをお尋ねしたいのが1つと、それから、これは第2部合奏なのですけれども、合唱については第1部合唱ということで、8月22日に令和5年度耶麻・両沼小中学校音楽祭ということが同じく喜多方プラザで開催される旨が、喜多方プラザの催しの案内に掲載されていたのですが、こちらは共催に挙がってきていなかったと思うのですが、申請者が単に申請しないだけなのか、恒例的に片方が申請して片方が申請していないような流れがあるのか。その辺の違いをどういうふうに捉えていらっしゃるのか、お尋ねしたいと思います。

学校教育課長

1点目ですが、これは学校の授業ではなくて、各部活動の発表の場としてというふうに認識しております。また、保護者を含めて地域の方も聴けるというふうに認識はしております。

2つ目の共催との違いというのは、すみません、そこまで確認は取れておりませんので申し訳ありません。

教育総務課長

ただいまの件でございますが、共催、後援、特に後援のほうは名義後援ということで承認しております。あくまで申請者から申請があつての承認ということになりますので、載っていないということは申請がなかったということになります。

長田委員

すみません、その喜多方プラザの催し物案内に載っているものと載っていないものがあって、同じような音楽祭であっても。それで、皆さんが入っていけるような類のものであれば、喜多方プラザさんとも共有していただいて、できるだけ催し物のところに載せていただくようにしていただきたいなと思います。

この2番では承認日から開催日が10日足らずなので、もしかしたら承認待ちの期間で未記載だったということなのかちょっとその辺はわからないのですが、できるだけ保護者のみならず市民の皆さんが、子供たちの活動、活躍の場を目にできるように工夫していただけたらなと思います。

中央公民館長補佐

事務局のほうにも確認いたしまして、載せられるものは載せるようにしてまいりたいと思います。

教育長

よろしく願いいたします。他にございませんでしょうか。

山口委員

私個人的に把握しているのですが、今のお話だったのですけれども、おそらく全会津小中学校音楽祭の合奏の部というのは、上位大会につながるコンクールだと思います。小中学校の部活動で、こ

こで優秀賞を取ったところが県大会に出場するというものだと思います。

先ほどおっしゃった第1部の合唱ですけれども、耶麻・両沼音楽コンクールという、うちの子たちも小学校のときに出ていまして、NHKコンクールっておそらくご存じだと思うのですが、NHKコンクールのいわゆる地区大会になります。合唱も合奏も、私の子供たちが小学生だったときは、自由に一般の方も入れました。実際に見に来ていただいていたので、特別に保護者だけとかという縛りはなかったはずですが、もしかしたら、これは私の想像なのでは、NHKコンクールなので、共催になっていなかっただけかもしれないと、ちょっとそれは確認してみないとわからないのですが、

コロナの間は、残念ながら保護者が自分の子供の発表の時間帯だけしか入れないという状態にはなっておりましたので、一般の方は入場できなかったのですが、おそらく今年からは一般の方も普通に入場できるようになっていると思います。以上です。

教育長

よろしいでしょうか。

各委員

それでは他にはご質問はございますでしょうか。

教育長

なし

なければ、この件についてはこの程度といたします。

報告第22号 損害賠償の額の決定及び和解について

教育長

次に、報告第22号損害賠償の額の決定及び和解について、説明をお願いいたします。

教育総務課長

7ページをお開きいただきたいと思います。

報告第22号損害賠償の額の決定及び和解についてであります。損害賠償の額の決定及び和解について、専決処分をいたしまして、去る9月市議会定例会に報告しましたので、報告するものでございます。

8ページをお開きいただきたいと思います。

報告第13号専決処分の報告について 地方自治法第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告したものでございます。

専決第9号損害賠償の額の決定及び和解について 市議会への提出は令和5年9月7日であります。

次ページ、9ページをご覧ください。

専決第9号損害賠償の額の決定及び和解について 令和5年6月12日、午後1時頃、喜多方市字柳原7503番1地先の道路（市道図書館東線）において、公立学校、教育委員会間荷物運搬業務を行っ

ていました派遣職員の運転する公用車が、停車していた相手方の所有する乗用車に追突し、相手方車両に損傷が生じたので、これに対する損害を下記のとおり賠償し、和解するものであります。

1 としまして、損害賠償額は19万1,917円で、2、損害賠償の相手方は記載のとおりであります。3、和解の内容につきましては、本件については損害賠償の額を上記のとおりとし、各当事者はともに将来にわたり一切の異議申立て、請求、訴訟等を行わない。地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したものであります。専決処分年月日は令和5年8月18日であります。

以上で説明を終わります。

教育長
各委員
教育長

この件に関し、ご質問等ございましたらお願いいたします。

なし

ご質問等がないようですので、この件についてはこの程度いたします。

報告第23号 喜多方市立学校における学校運営協議会委員の委嘱について

教育長

次に、報告第23号喜多方市立学校における学校運営協議会委員の委嘱について、説明をお願いいたします。

学校教育課長

それでは、10ページをご覧ください。

報告第23号喜多方市立学校における学校運営協議会委員の委嘱であります。

喜多方市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第8条の規定に基づき、喜多方市立学校における学校運営協議会委員を下記のとおり委嘱しましたので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定により報告するものです。

1 が委嘱委員、2 委嘱年月日、3 委嘱期間につきまして、次ページをお開きください。

それぞれ学校ごとに異なり、11ページから19ページまで記載のとおりであります。

なお、熱塩加納地区などにつきましては、小中学校合同による委嘱になっております。以上であります。

教育長

それでは、この件に関し、ご質問等ございましたらお願いいたします。

長田委員

15ページの熱塩加納地区の委員の方についてお尋ねします。

熱塩加納地区の一番上の第3号、スクールソーシャルワーカーの方が第3号になっているのですが、これは2号の前に来るのは単に順番が入れ替わっているだけなのか、本来は2号の方なのか、お尋ねしたいと思います。この方は18ページの第二中学校のほう

では地域住民枠の第2号になっていたのですが、こちらの熱塩加納地区のほうでは学識経験者枠の第3号としてなのかなとも思ったのですが、ちょっと一概に判断しかねるのでお尋ねしたいと思います。

学校教育課長

1号が保護者であり、2号が地域住民になります。3号が学識経験者となりまして、4号がその他教育委員会が必要と認めるという方になりまして、こちらの方につきましては3号になりまして、学識経験者になりますので、大変申し訳ありませんでした。

教育長

ということは、18ページの第二中学校の第2号が誤りで、これが第3号ということになるのでしょうか。

長田委員

私が思いましたのは、その15ページの載せ方が第3号というのが2号の上に記載しているのです。

学校教育課長

申し訳ありませんでした。訂正します。

長田委員

そうしましたら、18ページは、ここに住んでいらっしゃる地域住民として2号として参加してらして、私の考えのよう学識経験者という立場で参加していらっしゃるということによろしいのですね。

教育長

所属校がやはり喜多方市スクールソーシャルワーカーとして委嘱しているとすれば、これは第3号になるということなののでしょうか。

学校教育課長

第二中学校の方ですけれども、こちらは第3号の学識経験者であります。第2号としたものを第3号になります。

教育長

ではこの件はよろしいのでしょうか。

長田委員

じゃあどちらも学識経験者の立場で参加されているということになりますか。

学校教育課長

はい、そのとおりでございます。

長田委員

そうしますと、18ページの一番上の2号、第一中学校の委員さんなのですけれども、第2号、地域の方として出ていらっしゃると思うのですが、これも所属は元スクールソーシャルワーカーという書き方で、そのページの同じく一番下の第三中学校の下から2番目、今度は第3号、これも元スクールソーシャルワーカーとなっていて、第一中学校は保護者の方なのでここでは2号、それで学区外のところでは3号というふうになっているのかなというふうに関推したので、この方についても同じではないのかなと思ったのですが。

教育総務課長

委員の委嘱の関係ですので、私のほうから補足で申し上げたいと思います。

委員の委嘱に当たりましては、各学校のほうで1号、2号、3号というふうにご推薦をいただきまして委嘱をしているところですので、その捉え方で、この方は地域住民なので地域住民という2号

に当てはめて選ぶ立場、スクールソーシャルワーカーという立場で選ぶというふうなことで3号となっている場合がありますが、学校によって1号なのか2号なのか、3号なのかというのは、そこは学校さんのほうにお任せしているところがありますので、1つのところで2号だったからその方が他のところでも2号とは限らないということで、ご理解いただければいいかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

教育長

よろしいでしょうか。

では他にご質問等ございましたらお願いします。

山口委員

私も委嘱されてやっていたことがあるのですが、もちろん学校運営委員の各学校によって、結構選ばれている方の種類が違うというか、いわゆるPTA会長歴代の方、それから現役のPTAの幹事とか副会長とか、そういった方もすごくたくさん入っている学校と、基本的にはPTA会長が保護者会からは1人だけで、あとは市議会議員や地域の団体の代表者の方とか、地域の学校の代表者の方が出ているという、塩川中学校なんかはそうなのですけども、そういう学校ごとに別れているのですけども、そのバランスのとり方というのは、各学校にもう完全に任せられているということでよろしいでしょうか。

学校教育課長

委員の選定につきましては、各学校の判断です。

山口委員

わかりました。

高橋委員

委嘱期間が令和5年4月22日から令和7年4月21日までと、19ページにそのように書かれているのですが、この間でもPTA会長さんが代わられたりすると、また改めて途中から委嘱されたりということがあると思います。その4月22日から全員に改めて委嘱されたときに、継続してされる方と新しくなる方というので、今までの話し合われてきたことをどういうふうにつないでいくのかなということについて質問したいのです。校長先生も代わられることもございまして、学校の考えでいろいろこれは進めていくものだと私は認識しているのですが、今まで前任の方たちがいろいろ積み上げてきたものというのをどのように継承しているか、何かありましたら教えていただきたいと思います。

学校教育課長

こちら、年間でだいたい2回から3回くらい会議が行われているものでございます。その中でいろいろなご意見を承ったものにつきましては、各学校で記録を取り、今後の方向性としているところでございます。あわせて、教育委員会といたしましても、毎年1月、もしくは2月にその反省を学校の管理職が集まりまして、その方向性について確認、情報交換、こういうふうにしたらもっといいだろうというような引継ぎと、次の校長先生に代わっても、委員が代わっても、この内容等については方向性を決めて進んでいるも

でございます

各学校では当然地域によってかなり大きく違いますし、校長先生によっては、例えば災害教育をやってみたいという話合いであれば、災害教育に合った方々を選定していく。もしくは自分たちの学力向上についてもっと進めたいというなら地域で丸つけをしてもらうとか、習字を教えてくれるとか、そのようなことで今まで積み重ねたことがありますので、それについて浮かんだ課題についてやっていますので、代わったからゼロから始まるという方向ではないと認識しております。

高橋委員
教育長

ありがとうございます。わかりました。

よろしいでしょうか。

それでは、この件に関してはこの程度にしたいと思います。

報告第24号 喜多方市部活動の地域移行に関する協議会委員の委嘱について

教育長

次に、報告第24号喜多方市部活動の地域移行に関する協議会委員の委嘱について、説明をお願いいたします。

学校教育課長

それでは、20ページをご覧ください。

報告第24号喜多方市部活動の地域移行に関する協議会委員の委嘱についてでございます。

喜多方市部活動地域移行に関する協議会設置要綱第3条第2項による喜多方市部活動地域移行に関する協議会委員を委嘱しましたので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定により、報告するものであります。

1が委嘱者、2が委嘱期間となります。

望ましい部活動の環境と構築と、学校における働き方改革の実現を図る観点から、部活動の段階的な地域移行に向けた課題に総合的に取り組むため、喜多方市部活動地域移行に関する協議会を設置しております。

本協議会の委員は、本市の文化やスポーツなどの現状をよく知る方々や、喜多方市体育協会及び文化連盟代表、総合型地域クラブには喜多方市スポーツ少年団本部、子供たちの様子をよく知る方々、耶麻中学校連盟を担当する中学校の校長先生、喜多方市校長会長、喜多方市立小中学校児童生徒の代表者として委嘱されました。

今後は、協議会の事務局からの情報を元に、各委員がそれぞれの団体で情報を共有し、意見を集約して地域移行の課題に総合的に取り組むというものでございます。以上でございます。

教育長
高橋委員

この件に関し、ご質問ございましたらお願いいたします。

すみません、私ちゃんと聞き取れたかどうかわからなかったの

ですが、この協議会があって、その下に各学校でこういったことを話し合う何か機関というのがありますか。

学校教育課長

機関というよりも、これは本当に中学校にとっては、部活は本当に教育のとても大事な一つなので、機関というよりもこちらの教育委員会でもプロジェクトチームを組みまして、各学校からいろんなリクエストですとか、こういうことをこうこうでお願いしたいということは吸い上げて、窓口、教育委員会でも学校教育課としても窓口として吸い上げていくところです。

高橋委員

直接教育委員会と学校と話し合っていくというようなイメージでよかったかなと今思ったのですが、保護者の方の意向とか子供の意見などを、何か吸い上げて反映できるような場所というのは、そうすると学校にそういう考えを伝えれば、学校から教育委員会のほうに伝えていただけるということでもいいのでしょうか。

生涯学習課長

この地域部活動の協議会に関して、プロジェクトチームの担当所管ということで生涯学習課が担っておりますので、私のほうから説明させていただきたいと思うのですが、この協議会については、学校教育課長のほうからも説明がありましたように、地域部活動の移行という形でこちらを加速化させるためにこの協議会を立ち上げ、進めていくというふうになったものであります。高橋委員がおっしゃったように、保護者や子供たちのニーズということになろうかと思えますけれども、その辺につきましては、今後プロジェクトチームの中でそのニーズを吸い上げて、今後子供たちがどのようなスポーツを望んでいるのか、どのようなスポーツをやっていききたいのかということで吸い上げまして、それを具現化できればいいのですが、当面、既存の部活動等々の地域移行に力を入れて、その後の部分になろうかと思えますが、そのような形で進めてまいりたいというふうには考えているところでございます。

教育長

よろしいでしょうか。

それでは、ご質問なければ、この件についてはこの程度にしたいと思います。

報告第25号 喜多方市教育関係団体の認定の取り消しについて

教育長

次に報告第25号喜多方市社会教育関係団体の認定の取消しについて、ご説明をお願いいたします。

生涯学習課長

報告第25号喜多方市社会教育関係団体の認定の取消しでございます。21ページをお開きいただきたいと思います。

喜多方市社会教育関係団体に関する規則第8条の規定に基づき、下記のとおり喜多方市社会教育関係団体の認定を取り消したので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する

規則第2条第3項の規定により、ご報告申し上げます。
団体名と認定取消日につきましては、次ページをお開きいただきたいと思います。

ナンバー1、コーラスかたくりと、ナンバー2、喜多方市ゲートボール協会の2件で、代表者名、所在地、認定取消日につきましては記載のとおりでございます。

認定取消の事由といたしましては、認定継続取下書の提出があったことによる取消しではございますが、いずれも会員の減少により運営が困難になったことによるものでございます。

説明は以上でございます。

教育長
各委員
教育長

この件に関し、ご質問等ございましたらお願いいたします。

なし

ご質問等がないようですので、この件についてはこの程度いたします。

6 審議事項

議案第20号 喜多方市スポーツ推進委員の委嘱について

教育長

次に、審議事項に入りますが、説明の前に加筆修正がございましたらお願いいたします。

教育総務課長
教育長

加筆修正はございませんので、よろしくをお願いいたします。

ないということです。では議案第20号喜多方市スポーツ推進委員の委嘱について、説明をお願いいたします。

生涯学習課長

続きまして、議案第20号についてご説明申し上げます。

23ページをお開きいただきたいと思います。

喜多方市スポーツ推進委員設置規則第2条の規定に基づきまして、喜多方市スポーツ推進委員を下記のとおり委嘱するものであります。

提案理由につきましては、現在のスポーツ推進委員から推薦がありまして、新たにスポーツ推進委員を委嘱しようとするものであります。

委嘱候補者の氏名、地区名につきましては記載のとおりであり、喜多方地区のスポーツ推進委員は10名となり、喜多方市全地区の合計は全部で42名となります。

委嘱の期間につきましては、令和5年10月1日から令和7年3月31日までとするものでございます。

説明は以上でございます。

教育長

それでは、この件に関しご質問等ございましたらお願いいたします。

長田委員

この時期に1名だけ挙がっているのですが、何かこう、これから

推進していこうということに特化するような関係があるとかそういうことなのか、特にそういうこともなく、他の地区でもまた途中で増やすようなことがあれば、それが随時増えていかれるようなことなのか、お尋ねしたいと思います。

生涯学習課長

なぜ今の時期に推進委員を委嘱するのかということであろうかと思いますがけれども、スポーツ推進委員については全体の定数を条例で定めておりますが、全体で53名で、53名分の42名ということになります。そのほかに地区別、一応こちらのほうは地区別に基準というのを設けまして、こちらについては来期となりますけれども、喜多方地区で申しますと基準定数が16人で、現在10人ということで、ほとんどの地区でやはり定数が少ないような状況でございます。特に今の時期、何か特別に推進していくものがあるのかということではありませんけれども、やはり定数に足りないという現状もございますので、そちらのほうについては随時こういった形で、推薦等々があれば受け付けているというふうな現状でございます。

教育長

よろしいでしょうか。他にございますでしょうか。

各委員

なし

教育長

では、ご質問等がないようですので、この件に関しては可決することとしてよろしいでしょうか。

各委員

異議なし

教育長

異議なしということですので、この件に関しては可決いたしました。

7 その他

(1) 教育長及び各委員から

教育長

それでは、次にその他に入ります。

まず、私からは特にはございません。委員の方から何かございますでしょうか。

各委員

なし

(2) 事務局から

教育長

それでは、次に事務局からお願いいたします。

学校教育課長

皆さんのお手元に令和5年度第1学期喜多方市立小・中学校いじめ・不登校の現状という資料をお渡ししておりますが、現段階で今年度のいじめ認知件数につきましては、昨年度と比較して小学校においては減少、中学校は増加傾向となっております。これを踏まえまして、いじめ防止に向けて、いじめは子供にもどの学校にも

起こり得る問題であるという危機意識を、折に触れて学校全体で共有するものでございます。

あわせて、やはりいじめの認知につきまして、全てのものに共通しますが初期対応、こちらについて、時間がかかればかかるほど解決まで大変なことになりますので、初期対応、一番最初のうちから学校全体、スクールカウンセラーを通して、改めて取組を校長会等でお話をしているところでございます。

裏面をご覧ください。

不登校につきましては、現在このような表のとおりになっております。やはり、中学校がなかなかこう、不登校増えている状況でございます。不登校にならないために「心の居場所」をつくり、「絆づくり」としての学校での役目、あわせて先ほどと重なりますけれども、学校全体で共通理解、あわせてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの効果的な連携協力を取る。子供たちの不登校につきましては、いろんな原因がございまして、それに対応するには、やはり学校、プラスたくさんのご協力、ご理解ということで進めていくということでございます。以上でございます。

教育長

いじめと不登校についての報告がありました。何かご質問等はございませんか。

山口委員

いじめの現状ということで、数字のほうは、結構令和2年、3年から非常に大きくなってきているのですが、それはちょっとしたことでもどんどん報告するというので、今まで隠されていたと言ったら変だけれども、取り扱ってこなかった部分がしっかりと挙がってきているという認識でよろしいでしょうか。

学校教育課長

ご指摘のとおりでございます。

山口委員

不登校が非常に多いような数字になっている学校は、特有の理由というか、そういったものはあるのでしょうか。

学校教育課長

原因が多岐にわたっていて、今は家庭の環境ですとか、特に言われているのが連鎖すると言われていています。連鎖というのは、例えば〇〇君が学校に行っていない、家でゲームをやっている、じゃあ俺もやる、というパターンですとか、クラスに1人休みが出ました、もう1人出ました、あ、じゃあ俺も行かないかなというような。その原因を把握するには、家庭に入らなくちゃいけないこともございますので、そのときにはS S Wの力を借りたり、そして学校に何か原因があるのであれば、スクールカウンセラーの力を借りたり、各学校の先生方一生懸命になって、原因究明に取り組んでいるところでございます。

山口委員

わかりました。

高橋委員

裏面の一番下の部分の、きめ細かく柔軟な対応というところを見まして、大変すばらしいと思いました。特に、教員の方を支援す

るところが大事なと思います。先生方はクラスの子供たち、学校に来ている子供たちに対するいろいろなことで大変神経を使われているというふうにお聞きしていますし、それにプラスして不登校の子やいじめに対応するというのも、とても大変なお仕事だと思いますので、ぜひそこを全体で先進的というのを、一層お願いしたい。どのようにしているかというのは、今ここではお聞きしませんけれども、何か後日でもそういったことをバックする機会があったら、私達にも教えていただきたいと思います。

また、学校外の学習状況の把握と学習の積極的な評価の工夫というところもすばらしいと思うのですが、例えば学校に行けなかったら終わりということに決してならないように、生涯を通じて学習をしていくというルートをですね、学校に行けなくても自分の将来を設計できるということについても、ぜひ相談に乗っていただきたいと思います。以上です。

教育長

他にございますでしょうか。

各委員

なし

教育長

なければ、では次に移らせていただいてよろしいでしょうか。

教育長

それでは、次に事務局からお願いいたします。

学校教育課長

委員のお手元に、先日、喜多方市小中学校適正規模適正配置第1次実施計画(案)に係る地域説明会の結果概要ということで、対象地区7地区、113名の参加がございました。説明会で出された意見等につきましては、庁内検討委員会において整理した上で、10月以降、適正規模及び適正配置委員会で審議し、案をまとめる予定でございます。

なお、適正規模適正配置審議会における答申の後、教育委員会の会議において計画を策定するという予定でございます。

なお、詳細については別紙のとおりにこのような意見等がございました。以上です。

教育長

ということで説明ございましたが、よろしいでしょうか。

高橋委員

山都地区のことについて伺いたいのですが、説明会のときには、以前言っていた小中一貫教育については、1回それはなしになるみたいな説明があったのですが、最初のプランで出ていた高郷小中学校をどうにかしようという形は、今のところ進められないのかなというふうに理解しますけれども、それとは別に山都小中学校だけでも小中一貫教育を早めに取り組むということはできないかどうか、お尋ねしたいと思います。

学校教育課主幹

山都だけ、高郷だけの小中一貫校というのは、一貫校の十分な効果が得られない、かつ小中学校だけでも人数が少ないですので、それは考えておりません。

高橋委員

わかりました。

教育長 他に何かございませんでしょうか。
各委員 なし
教育長 なければ、この程度にしたいと思います。

8 連絡事項

(1) 令和5年度教育委員会会議の開催日程（案）等について

教育長 それでは、連絡事項に入ります。事務局から説明をお願いいたします。

教育総務課長 資料の24ページをお開きいただきたいと思います。

令和5年度教育委員会の会議の日程につきましては、記載のとおりでございまして、8月にお示しをした内容から変更になったところはございません。

その下になります。今後の日程でございます。記載の日程になります。

まず10月25日、喜多方プラザにおきまして、県市町村教育委員会連絡協議会耶麻支会秋季研修会が開催されますので、出席をお願いいたします。

その下になります。11月27日、県庁におきまして県市町村教育委員会新任教育委員研修会が開催されます。山口教育委員の応対をお願いいたします。

ここに記載はございませんが、子ども議会につきまして、各委員のほうに通知を差し上げておりますので、出席のほうよろしくをお願いいたします。説明は以上になります。

教育長 今の件についてご質問ございますでしょうか。

各委員 なし

教育長 それでは、ご質問等がないようですので、教育委員会定例会を終了いたします。お疲れさまでございました。

以上 記録の正確なることを認め、ここに署名する。

教育長 佐 川 正 人

二番委員 高 橋 明 子

三番委員 長 田 聡 子

四番委員 山 口 謙太郎

教育総務課長補佐 塚 原 和 憲

